

## 外国人介護人材受入環境整備事業 Q & A

### ○交付対象

- 1 事業の対象となる「外国人介護人材」の在留資格に制限はありますか。

在留資格に制限はありません。

- 2 同一法人内に複数の施設がある場合、複数申請することは可能ですか。

申請は可能です。同一法人内に複数の施設がある場合、施設ごとに申請してください。ただし、1会計年度、1法人から5施設が上限です。

### ○対象となる事業

- 1 事業の実施期間はいつからいつまでになりますか。

交付決定日～令和9年3月31日に実施する事業が対象となります。  
補助金交付決定より前に実施した事業（発生した経費）は対象外となります。

- 2 今後受入れ予定の外国人材に対する取組も対象となりますか。

令和8年度に（令和8年4月1日～令和9年3月31日までに入国）受け入れ予定で、かつ、年度内に実施予定の取組に係る費用であれば、申請可能です。  
雇用予定であることを証明する書類を併せてご提出ください。

### ○対象経費

- 1 外国人材採用にあたって支払う手数料等は対象になりますか。

次のような費用は対象になりません。

- ・人材紹介会社への紹介手数料
  - ・監理団体への監理費、登録支援機関への支援委託手数料
  - ・技能実習生が入国後に受ける就労前の日本語の研修の経費 等
- 不明な場合はお問い合わせください。

- 2 介護職員初任者研修や介護福祉士実務者研修の受講料や教材費は、介護福祉士の資格取得に必要な取組として対象になりますか。

介護福祉士の資格取得を前提としてのものであれば対象となります。

ただし、他の補助金で対象となっている場合は対象外です。（在留資格EPAについては外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の補助対象のため、対象外です。）

3 外国人介護職員の生活支援に必要な取組にはどのようなものがありますか。

(例)

- ・外国人介護職員を対象としたカウンセリングに要した費用
  - ・外国人介護職員の相談やサポートに従事する職員の手当
  - ・外国人介護職員の指導担当者等がメンタルケアに係る講習に参加した場合の経費 等
- 不明な場合はお問い合わせください。

4 パソコンの購入費は補助対象となりますか。

本事業の目的以外でも容易に利用が可能なことから対象外とします。

問い合わせ先

〒700-8570

岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県子ども・福祉部地域福祉課地域福祉班

担当 武本

電話 086-226-7317

Email:chifuku@pref.okayama.lg.jp